大阪大学産業科学研究所附属月面都市開発研究センター規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大阪大学産業科学研究所規程第５条第２項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所附属月面都市開発研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、月面又は宇宙空間における持続可能な生活技術の開発を促進し、宇宙関連産業の発展に資することを目的とする。

（研究部門）

第３条　前条の目的を達成するため、センターに次の部門を置く。

宇宙生活技術研究開発部門

宇宙生活技術アライアンス部門

宇宙生活技術人材育成部門

宇宙生活技術共同研究部門

（センター長）

第４条　センターに、センター長を置き、産業科学研究所長をもって充てる。

２　センター長は、センターの管理運営を行う。

（副センター長）

第５条 センターに、副センター長を置き、産業科学研究所の専任教授のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

２　副センター長は、センター長を補佐する。

３　副センター長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日が、当該副センター長を指名するセンター長の任期の末日後となるときは、当該センター長の任期の末日までとする。

（運営委員会）

第６条　センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第７条　センターに関する事務は、産業科学研究所事務部で行う。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和７年５月１日から施行する。